

岡山県計量法関係手数料

2 特定計量器の検定(型式承認外)

R8.4.1

区 分	金 額	
	現 行	改 訂
1 質量計(非自動はかり(ばね式指示はかり及び検出部が電気式のものを除く。)に限る。)		
ひょう量が5kg以下のもの	180円	190円
ひょう量が20kg以下のもの	210円	230円
ひょう量が50kg以下のもの	290円	300円
ひょう量が100kg以下のもの	380円	400円
ひょう量が250kg以下のもの	590円	630円
ひょう量が500kg以下のもの	1,050円	1,100円
ひょう量が1トン以下のもの	1,840円	1,950円
ひょう量が2トン以下のもの	3,060円	3,230円
ひょう量が5トン以下のもの	6,960円	7,360円
ひょう量が10トン以下のもの	8,850円	9,350円
ひょう量が20トン以下のもの	13,150円	13,880円
ひょう量が30トン以下のもの	16,120円	16,990円
ひょう量が40トン以下のもの	21,250円	22,340円
ひょう量が50トン以下のもの	24,040円	25,240円
ひょう量が50トンを超えるもの	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>24,040円に、ひょう量10トンまでを増すごとに24,040円の5分の1の額を加えた額。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>25,240円に、ひょう量10トンまでを増すごとに25,240円の5分の1の額を加えた額。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額</p> </div> </div>	
<p>最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)又は表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、2倍の額とする。</p>		
2 温度計(ガラス製温度計に限る。)		
(1) 計ることができる温度が零下5度以上105度以下のもの	60円	60円
(2) 計ることができる温度が零下5度以上200度以下のもの	120円	130円
(3) 計ることができる温度が零下30度以上105度以下のもの	150円	160円
(4) 計ることができる温度が零下30度以上200度以下のもの	190円	200円